

木とのふれあい推進事業実施要領

平成25年3月29日付24産労農森第945号
改正 平成26年4月1日付25産労農森第1084号

(目的)

第1 この要領は、木とのふれあい推進事業実施要綱（平成25年3月29日付24産労農森第942号。以下「実施要綱」という。）に基づいて実施する木とのふれあい推進事業の運用に必要な事項を定め、その円滑な実施を図ることを目的とする。

(事業の公募に関する内容)

第2 実施要綱第4に規定する公募については、次に定める事項に基づき実施する。

(1) 応募対象者

実施要綱に定める支援の対象事業を自らの費用負担で実施する者。ただし、国又は地方公共団体は対象としない。

(2) 応募方法

次の応募書類を応募先まで郵送又は持参すること。

ア 応募書類

提出部数は、6部とする。

なお、追加資料を求められた場合は、それに応じることとする。

(ア) 木とのふれあい推進事業応募申請書（第1号様式）

(イ) 経費内訳書（第2号様式）

(ウ) 事業者の概要（第3号様式）

(エ) 位置図（施設所在箇所、施設内の事業実施箇所）

(オ) 設計図書（事業の詳細がわかる立面図、平面図等）

(カ) 木材使用数量表（木拾い表（多摩産材以外の木材を使用する場合には、多摩産材の使用量と分けて記載すること。））

イ 応募先

事業の実施場所により以下のとおりとする。

(ア) 23区・島しょ：東京都産業労働局農林水産部森林課

(イ) 多摩地域：東京都森林事務所森林産業課

ウ 応募期間

知事が別に指定する応募開始の日から応募締切の日までとする。

(事業の実施)

第3 実施要綱に定める支援の決定を受けた者は、木とのふれあい推進事業費補助金交付要綱（平成25年3月29日付24産労農森第943号。以下「交付要

綱」という。)に基づき、知事に補助金の交付を申請するものとする。

- 2 本事業の実施期間は、補助金の交付決定日以降とし、交付決定の日から当該年度の末日までとする。
- 3 本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示した看板等を施設利用者の見えやすい場所に設置するとともに、ホームページ等での本事業及び多摩産材のPRを行うこととし、当該施設利用者へのPRはもとより、当該施設利用者以外に対しても、多摩産材についての積極的なPRを行うこととする。

なお、看板やホームページ等には、次表に示す項目を必ず表示することとし、記載内容の詳細については、知事に協議し確認を受けること。

表示項目	表示内容
事業名	平成〇〇年度 木とのふれあい推進事業
使用木材	この〇〇は、東京の木多摩産材を使って整備しました。
森林の循環	この〇〇は、伐採・利用・植栽・保育という森林の循環に貢献しています。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。